

シルバー保険について（承諾書）

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましても、それは就職ではありませんので、会員とセンター又は会員と発注者との間に雇用関係は生じません。したがって、会員として就業している時に事故が発生した場合は、労災保険などの適用はありません。

そこで、センターでは、万が一に就業中又は就業途上に事故が発生した時に備え、全会員を対象としたシルバー保険（団体傷害保険及び賠償責任保険）に加入しています。

保険のあらましは、下記のとおりです。

記

1. 保険金給付対象の事故

- (1) センター会員として就業中の事故
- (2) センター会員として徒歩又は自転車等で仕事場への往復途上の事故

2. 保険の対象とならない事故

- (1) センターの就業中であるが、会員の住居で仕事に従事している間に発生した事故
- (2) 仕事場への往復途上で、通常の経路を外れた間に発生した事故
- (3) 会員の故意又は重大な過失による事故
- (4) 自動車の使用又は管理に起因する事故

3. 保険金の給付等の内容

■団体傷害保険

- (1) 死亡保険（最 高） 9 0 0 万円
- (2) 入院保険料（最大 1 8 0 日） 日額 3, 0 0 0 円
- (3) 通院保険料（最大 9 0 日） 日額 2, 0 0 0 円

■賠償責任保険

1 事故につき 1 万円までは、事故を起こした会員が負担することになり、それを超える部分のみシルバー保険が適用されます。

※ 安全は全てに優先します。事故を起こさない、事故にあわないよう安全就業に心がけて下さい。

※ 事故が発生した場合は、直ちにセンターへ届け出て下さい。

令和 年 月 日

公益社団法人筑西市シルバー人材センター

理事長 杉 山 三 郎 殿

住 所 _____

氏 名 _____